吹田市空家等対策計画の進捗状況（令和７年度報告）（令和８年３月末現在）

【総合評価】

【成果目標の達成状況】

成果目標	計画期間内の10年間で、令和６年度吹田市空家等実態調査で判定した評点100点以上の空き家（33件）の解消を目指します。 また、評点40～99点までの空き家（188件）については80%削減を目指します。

特定空家等相当の空き家件数

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
33件	21件									

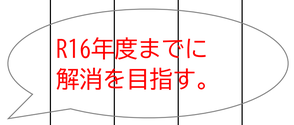

管理不全空家の件数

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
188件	140件									

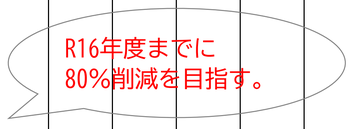

【　DO　実施　】	【　CHECK　評価　】
推進施策②③⑦のとおり文書送付や特定空家等への措置を実施	B

Ｒ６年度 空家等対策計画策定時	特定空家等相当の空き家：３３件	管理不全空家等：１８８件
Ｒ７年度末時点	実態調査２１件＋その他８件：　２９件	実態調査１４０件＋その他１１件：１５１件
Ｒ８年度末時点		
Ｒ９年度末時点		
Ｒ１０年度末時点		
Ｒ１１年度末時点		
Ｒ１２年度末時点		
Ｒ１３年度末時点		
Ｒ１４年度末時点		
Ｒ１５年度末時点		
Ｒ１６年度末時点		

【事務局の意見】

・特定空家等への措置については、計画どおり進めることができました。（②）
・残存する空き家は、所有関係が複雑でその特定や指導に時間がかかるなど、是正が困難な物件となっています。（① ⑦）
・適切に管理されていない空き家の発生の抑制などのソフト施策を一層強化する必要があります。（⑦ ⑧ ⑨）
・管理不全空家等への適切な管理をより一層強化する必要があります。（③）

【空家等対策会議の評価】

・特定空家等相当の空き家及び管理不全空家等も順調に解消し、目標の達成に向け進捗している。	総合評価 B

凡例			進捗評価	
	→　実施		S：目標を大きく達成している、又は目標の達成に向けて計画以上に進んでいる。	B：目標を達成していない、又は目標の達成に向けた進捗が少し遅れているが、計画最終年度には目標を達成する見込みである。
	⇢　検討		A：目標を達成している、又は目標の達成に向けて計画どおり進んでいる。	C：目標を大きく下回っている、又は目標の達成向けた進捗が遅れており、取組の強化が必要である。

吹田市空家等対策計画の進捗状況（令和７年度報告）（令和８年３月末現在）

基本方針	推進施策	具体化する施策 （**太字・下線**は重点施策）	計画期間（年度） R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16	Ｒ７年度の状況 PLAN 計画	 DO 実施	 CHECK 評価	Ｒ８年度の方針 ACTION 改善
基本方針１ 適切に管理されていない空き家の解消	①空き家の状況把握	福祉部局をはじめとする庁内関係部局や自治会などと連携して、空き家の位置や状況、所有者等を把握し、適宜、ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽの更新を行うとともに、様々な情報を一元的に把握できるﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽとして運用していきます。	⇢	福祉部等の庁内関係部局等と連携、データベースの更新・運用	庁内関係部局で取り扱う情報を集約し、運用できるデータベースの構築の検討	B	（継続） 庁内関係部局と連携
		電気、ガス、水道の使用者に係る情報や郵便事業における転送先情報など、民間事業者等に対し必要な情報の提供を要請します。	→	民間事業者等に対し情報の提供を要請	水道の利用情報等について提供依頼を実施	A	（継続） 民間事業者等（郵便局や電力会社等）に情報提供を要請
	②特定空家等に対する措置	**空家法に則り、「助言または指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」の措置を講じます。**	→	特定空家等への措置の実施、新たに特定空家等を認定	特定空家等の認定２件、 指導２件、 勧告０件、 命令０件 【資料２】	A	（継続） 特定空家等への措置の実施、 新たに特定空家等を認定
	③管理不全空家等に対する措置	**適切な管理に関する情報提供・助言を行い、空家法に則り、必要に応じて「指導」、「勧告」の措置を講じます。**	→	管理不全空家等への情報提供・助言、措置の実施	管理不全空家等への文書送付３９件、 指導・勧告０件	A	（継続） 管理不全空家等への情報提供・助言、措置の実施
	④特定法定外空家等に対する措置	空家条例に則り、「助言または指導」、「勧告」、「命令」の措置を講じます。	→	特定法定外空家等への措置の実施	該当なし	－	（継続） 必要に応じて特定法定外空家等への措置を実施
	⑤緊急安全措置の実施	危険な状態にある空き家に対しては、空家条例に則り、必要に応じて緊急安全措置を行います。	→	条例の運用	条例に基づき、緊急安全措置を２件実施	A	（継続） 必要に応じて緊急安全措置を実施
	⑥財産管理制度の活用	相続放棄等で管理する者がいない空き家については、必要に応じて財産管理制度を活用します。	→	財産管理制度の活用	相続財産清算人制度を１件活用	A	（継続） 所有者不存在の空家等について財産管理制度を活用

吹田市空家等対策計画の進捗状況（令和７年度報告）（令和８年３月末現在）

基本方針	推進施策	具体化する施策 （**太字・下線**は重点施策）	計画期間（年度） R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16	Ｒ７年度の状況 PLAN 計画	DO 実施	CHECK 評価	Ｒ８年度の方針 ACTION 改善
基本方針２ 空き家の発生抑制	⑦市民の意識の涵養、所有者等の理解増進	パンフレットなどの作成・配付を継続して行い、適切な管理手法や活用方法、相談窓口、相続登記手続の必要性などを紹介することで、所有者等の意識啓発を行います。	→	パンフレットの配布	パンフレットの配布 （家屋の管理を依頼する所有者等への文書に同封、窓口等に配架）	A	（継続） パンフレットなどの作成・配布を実施
		空き家の維持管理、利活用などに関するセミナー・相談会を実施し、情報提供と普及啓発を行います。	→	空き家の維持管理、利活用などに関するセミナー・相談会を実施	年に６回、宅地建物取引士による不動産無料相談会を実施	A	（継続） 相談会を実施
		所有者等に対して適切な管理の必要性や支援制度などに関する文書の送付を行うことにより、適切な管理を促します。	→	相談案件、管理不全空家等の所有者等へ文書を送付	相談１３０件のうち、７７件文書送付 【参考資料１】 特定空家等候補物件や対応がない空家等の所有者へ文書再送付	A	（継続） 相談案件、管理不全空家等の所有者等へ文書を送付
	⑧情報提供の充実、工夫	空き家の適切な管理に関する情報や相談窓口などが一目でわかるように、市のWEBサイトなどへの掲載方法を工夫します。	→	市のWEBサイトなどへの掲載方法を工夫	ホームページに空き家の適切な管理に関する情報や相談窓口、利用できる制度等を掲載	A	（継続） 市のWEBサイトなどへの掲載方法を工夫
	⑨相談体制の整備	空き家セミナーでの個別相談会の開催など、市民などが相談しやすい体制を構築します。	→	相談体制の整備	年に６回、宅地建物取引士による不動産無料相談会を実施	A	（継続） 相談会を実施
		空き家の修繕、除却、除草などの所有者等からの相談に対して、迅速に適切な対応をするため、緊急安全措置協力事業者や各種専門団体と連携します。	→	緊急安全措置協力事業者や各種専門団体と連携	緊急安全措置協力事業者の登録業者（25事業者）一覧を、相談のあった所有者等へ配布	A	（継続） 緊急安全措置協力事業者の登録業者一覧の配布
		必要に応じて空家等管理活用支援法人の指定を検討します。	⇢	空家等管理活用支援法人の指定を検討	未実施	C	（改善） 空家等管理活用支援法人の指定を検討

吹田市空家等対策計画の進捗状況（令和７年度報告）（令和８年３月末現在）

基本方針	推進施策	具体化する施策 （**太字・下線**は重点施策）	計画期間（年度） R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16	Ｒ７年度の状況 PLAN 計画	 DO 実施	 CHECK 評価	Ｒ８年度の方針 ACTION 改善
基本方針３ 空き家の利活用 及び 市場流通の促進	⑩空き家の改修、跡地活用の促進	空き家（空き店舗、空き倉庫・工場等）を改修し、学生向けシェアハウス、シェアオフィスなどとしての活用を促進するとともに、まちづくりの資源として捉えた、地域の魅力を活かした利活用を促進します。	----------▶	空き家の改修、跡地活用の促進	未実施	C	―
		必要に応じて用途規制の合理化が可能となるよう、空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針の設定を検討します。	----------▶	空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針の設定を検討	未実施	C	―
	⑪市場流通の促進	空き家バンク制度の普及・利用を促進し、所有者等や本市での居住希望者などに空き家の利活用の魅力を発信します。	----------▶	空き家バンク制度の普及・利用の促進	ホームページ、パンフレット等で制度を周知	B	（継続） 制度の普及・利用の促進施策を検討
		空き家の利活用を目的とするリフォーム、リノベーションを行う場合の補助制度の情報提供を行います。	----------▶	空き家の利活用を目的とするリフォーム、リノベーションを行う場合の補助制度の情報提供	府内の補助制度の調査	C	―
	⑫除却の支援	除却後の土地の固定資産税などの減免制度を検討します。	----------▶	除却後の土地の固定資産税などの減免制度を検討	府内の減免制度の調査	C	―
		空き家の解体撤去費用の一部の補助制度を検討します。	----------▶	補助制度の調査・研究	府内の補助制度の調査	C	―